

第1章：武蔵野台地の開発
 第2章：産廃処理の始まりと被害・住民運動
 第3章：公害調停申請まで
 第4章：公害調停が始まった
 第5章：調停から訴訟へ
 第6章：実態調査は自分たちの手で
 第7章：運動のかたち
 第8章：マスコミ・NGO・住民運動
 第9章：今後の課題
 ■公害調停と裁判を振り返って
 資料 1-7

このように、本書は公害調停の記録集だけでなく、進行中の複数の裁判（行政・民事）、当会の特徴である実態調査・それに基づく提言や要望、専門家の協力、今後への課題なども含んでおり、推薦文では「環境汚染のバイブル」とまで激賞されました（少しほめ過ぎですが）。ぜひご一読下さい。

★★本のお求めは★★

合同出版から好条件で引き受けて頂きました。500部以上の売り上げを目指しています。（残り150部）皆さんのご協力をお願いします。

1部 2000円
 お申し込み
 北浦 (TEL04-2943-7578)
 送料 120円

くぬぎ山より コンサート

森 斌
 11月12日、大輪孝一さん・米山美智子さん・田村綾子さんの3人の奏者がかなでるトランペット・フルート・オカリナ・コカリナの音色がくぬぎ山に拡がりました。

私達が2年前から手入れしている林のオータムコンサートのひと時です。参加者は43名、休憩時間にはお茶と手作りのお菓子。

手入れしたので、日差しが入るように

なった林はリンドウの花が一面でよけながら歩くのも大変。午後の斜めの日差しに紅葉の木々が輝いていました。

ヤマの手入れ

くぬぎ山はリンドウの花も終わり、地面はすっかり落ち葉で覆い尽くされました。

「エコネットとみおか」は今年も11月からくぬぎ山の手入れを始めました。枯れた赤松の撤去と下草刈、それから落ち葉掃きです。

1月以降の作業日は次のように予定しています。きれいな林で体を動かしてみませんか。

1月以降の作業日
 1月8日・22日
 2月12日・26日
 いずれも日曜日
 時間 9:00~15:00

赤松は放置しておくとしロアリの巣になってしまうので、45cmに玉切りして陶芸の薪釜の燃料に使ってもらいます。

今年は、所沢市北原の「ところざわ学園」に8回、小鹿野町に10回、軽トラックで運搬しました。

どちらの薪釜も巾約3m・高さ約2m・長さ約10mと、とても大きいものです。

陶器の焼成には、火を入れてから3日3晩燃やし続け、最後には1300℃まで温度を上げるので、松が必要だとのこと。薪は1回の焼成で8t(軽トラ20台分)も使うそうです。

お知らせ 「化学物質を考える県民の集い」

ロビー展示に参加します。
 日時 H18年1月23日(月)
 13:00~16:30
 場所 埼玉会館小ホール
 (JR浦和駅から徒歩6分)

—子どもたちにきれいな土と水と空気を手渡し、いのちとくらしを守るために—

第5号

● 2006年1月発行
 ◆ 編集・発行所



埼玉西部 土と水と空気をまもる会

発行人;事務局代表・前田 俊宣

〒359-0041 埼玉県所沢市中新井 5-1-3-201

TEL:04-2943-0295

E-mail HZE03164@nifty.ne.jp

URL http://www3.airnet.ne.jp/dioxin/

郵便振替 00530-0-40224 「埼玉西部 土と水と空気をまもる会」

新春

2005年は、ゴミ山裁判1審判決に始まり、控訴審準備、廃棄物積替え保管施設の差し止め・環境被害を訴える裁判、くぬぎ山最大手業者石坂産業の拡張の動きへの対応、遅々として進まない埼玉県のゴミ山問題への調査報告と提言、といった難問に取り組む日々でした。石坂産業の拡張はみなさんの反対の声ファックスの効果もあり、現在ストップはしていますが、いつ進みだすやもわからない状況です。しかし、12月にはこの10年を振り返る記録集「産廃銀座に挑んだ住民たち」の出版を果たす、という意義深い1年でもありました。2006年も引き続き産業廃棄物問題や地域の環境保全に取り組みます。どうぞ皆様の変わらぬご支援を心よりお願いいたします。

対策が進まないゴミ山問題

ゴミ山有害物質調査結果報告とゴミ山未然防止対策の提言を提出

県の反応…鈍!

山田久美子
 さる2005年12月12日に、「広域ごみ山有害物質調査(2005年)情報提供と提言」および「ごみ山問題に関する市民からの提言-2」を上田知事宛に提出しました。

埼玉県内には2005年7月現在、3000m³以上のものに限っても、98箇所のごみ山があるとの県の調査結果がありますが、2005年1月から3月にかけて行なった守る会の調査によれば、把握

されていないごみ山もさらにいくつか存在し、それらの多くが何の対策も講じられないまま放置されていることが判明しました(詳細は記録集 p.44~p.49を参照)。

そこで今回、その廃棄物の構成成分から汚染がある程度予測されるごみ山について、土壌中有害物質含有濃度について調査し、長島総業のデータとともにまとめ、県に対し情報の提供と今後の対策について、以下のような内容の提言としたものです(詳細情報については事務局まで)。

鉛について基準値 150mg/kg(土壌汚染対策法) を超える土壌が、29 検体中 15 検体 (12 山中では 7 山で基準値を超過) あり、また基準値に迫る 140mg/kg が 2 検体と、50% を超えるごみ山の土壌で鉛による汚染が確認されました。その他のカドミウム、砒素、PCB については著しい汚染はありませんでしたが、これで鉛以外の汚染のおそれが払拭されたわけではありませんし、蓄熱発火、硫化水素やメタンなどの発生の危険も常に存在しています。既存のごみ山への対策として、

- 1 県による広域の詳細な調査
- 2 撤去などの恒久対策の早急な検討
- 3 行為者への迅速で厳格な処分等を提言しました。

また一見、廃棄物の含量が少なく残土のように見えるごみ山でも汚染の強いものもあり、これらのごみ山が、さまざまな有害物質の発生源となることを、重ねて強く示唆し、「提言 - 2」では、諸問題の根源である廃棄物の県内への大量流入を規制するための、産廃税などを盛り込んだ条例の制定、ごみ山対策検討会 (仮) の設置等を提言しました。しかし、残念ながら県の反応は相変わらずの鈍いものでした。

正式な回答は 2006 年 1 月 15 日までに来ることになっていますが、今後もごみ山への調査と監視、県への対策要求を重ねて行なうとともに、何らかの方法で流入規制への動きを促す必要があると感じました。

新明ゴミ山火災裁判控訴 審始まる

北浦恵美

11 月 9 日には新明ゴミ山火災損害賠償請求訴訟の控訴審の第 1 回期日がありました。

1 審判決は、前回もお知らせしましたとおり、「本件火災は自然発火の可能性は極めて低い」と、裁判長が専門家の意見を退けたうえ、他の論点については殆ど検討しないまま、原告側敗訴、という大変納得しかねる結果でした。

高裁では、もしかしたら、審理も行われず 1 回で終了、などという場合もある、ということだったので、それまでに、火災原因に関する立証の準備を重ね、横浜国立大学の三宅淳先生の火災原因は自然発火である可能性が高い、とする意見書、火災・事件事例専門家である駒宮先生の一審判決に対する反論意見書他を用意し提出しました。

高裁の裁判長は江見氏、冒頭、同期日に予定されていた他の裁判の判決が口早に宣告されていき (却下、却下、という感じでした…)、どうなることかと心配になりましたが、私たちの裁判の時間になると、裁判長は突然、たくさん喋り始めました。

まず、自然発火ではないから、として全て認めないというのはおかしい、それはそうだ、とのこと。

控訴人らは火災原因が自然発火以外であったとしても責任を問うつもりなのか? と聞かれ、(はい、放火であっても、と主張しています) 発火原因がなんであっても、発火した後の防火管理の問題はあるだろう、ということ。「納入業者」 (= 排出事業者のことをそういつてる) は、どういう論理で、重過失を主張するのか? など、と次から次へと問いかけられ、応えるうち、とりあえずは、県と新明についての責任は、問題になるだろう、納入業者らについてはいっぱいいるし、期日入れるのも大変だから、分離し、まず、県と新明についての期日を入れること、となりました。

次回期日 2 月 6 日 1 時半～
場所 東京高裁 822 号法廷

ということで、審理は行われることとなり、一安心です。まずは、新明と県の責任についての審理が行われます。

是非、傍聴をお願いします。

石坂産業裁判報告

北浦恵美

くぬぎ山の最大手業者、石坂産業の廃棄物処分業取消を求める裁判もいよいよ大詰め、11 月 2 日には、当時西部環境管理事務所更新許可担当だった金子氏、12 月 7 日には変更許可担当の当事埼玉県庁廃棄物指導課主査であった斉藤氏の原告側からの反対尋問が行われました。

石坂産業は、がれき破碎施設、分別プラント、木屑破碎施設それぞれについて、申請書にきちんと記載していない破碎機を追加し、許可量以上の規模の施設を設置しています。それらについての審査が全く不十分であったことを確認する、という反対尋問、となりました。

更新許可担当者だった金子氏の証言からは、「いつの間にか 2 機の破碎機が設置されていたこと」

「埃のつき具合から、H13 年 2 月 1 日の前から設置されていたと判断したこと」(H13 年 2 月以降は破碎機の設置には施設の許可が必ず必要になっていました)

また、追加された破碎機についてはその性能などについて全く審査をしていないこと、などわかりました。

また、その処理物については、「建設混合廃棄物で、廃プラは 5.6% 含まれること」を認め、「廃プラが混ざるのはある程度仕方ないこと」と、考えていたことを証言しました。

しかし、許可の総量が多い (1 基 320t) のですから、5.6% というのは、15t を超えます。5t 以上の廃プラ破碎施設は許可制となっている法を無視していることになるのですが、「仕方ない」としていました。

その「仕方ない」となんでも認めてしまう考え方が、「破碎機」が増えていても、許可量をオーバーしても、穴を掘っても、がれきを埋めていても、仕方ない、なんでも OK になってしまっているのではないか、との思いを強くしました。

変更許可担当であった斉藤氏は、客観的に、どんなにおかしくとも、これでもいいのだ、と言い張る場面がいくつかありました。

しかも、これまで県側の関口弁護士が書いていた主張とも、違っていたりするので、関口弁護士は途中からしぶい顔をしていました。

この変更許可で石坂産業は、施設許可手続きを逃れるため、許可対象とならないとして、「破碎減容機」や許可対象以下の小規模の「破碎機」を複数設置するなどしています。この手続き逃れの実態を確認する尋問となりました。

国の解釈では、石坂の設置した「破碎減容機」は「破碎機である」とされていましたが、斉藤氏は「国の解釈はどうあれ、破碎機ではない」と言い張りました。また、複数の同一施設について能力を合算して判断すべきとする通知についても、これにはあてはまらない、としました。

さらに、当時、ダイオキシン問題の影響もあり、くぬぎ山での施設許可が不可能であり、石坂産業が施設許可手続きを逃れることに大変なメリットがあった

という経緯について具体的に 2000 年当時施設許可が通らなかった事例を示して指摘しましたが、それでも、「メリットはない」と、言い張りました。

斉藤氏はずっと自分の主張を変えませんでした。その証言はちぐはぐな感がぬぐえないものとなりました。

**次回 原告本人尋問 2月8日
1時半～3時半
場所 さいたま地裁 105号法廷**

原告本人の森さんと、関谷和博さん(原告農家)の尋問となります。

この尋問終了後、最終準備書面、結審、という流れになります。いよいよ大詰め、是非、みなさまの傍聴をお願いします。



グリーンサービス裁判 を傍聴して

前田妙子
グリーンサービス(以下CS)裁判の公判が12月1日、川越支部で開かれました。まず裁判長が、「原告の主張はひととおり出ました。被告は暗騒音についての知見を出しなさい。」と言いました。

そして、原告側の主張が科学的なものであるから、被告側も「科学的に反論するように。」指示しました。

次に、長「被告は原告が居住している地域は騒音防止法上の規制がかからない地域だと主張しているが、規制は市街

化調整区域全体にかかるのか。」

被「いえ 何丁目何番ということですかかります。」というやりとりがありました。

傍聴していた市民は「はあー?」150m2を超える廃棄物の保管施設はH14年より埼玉県条例により規制対称施設と指定されています。規制を順守しなければならない当事者がこの規制を「知らない」というのは実に無責任です。早速釜井弁護士から「その件については見解が違っています。」の発言がありました。

終わりに裁判長から被告側弁護士の森川さんに対して次のような宿題が出されました。

「被告側による騒音測定について 測定した人物と測定方法を明らかにしなさいね。」

**次回公判 1月26日(木)
10時30分
場所 さいたま地裁 川越支部**

閉廷後、簡単に本日のまとめをやりました。

- ・原告側の主張がほぼ整ったこと
- ・被告側にたくさん宿題が出されたこと
- ・なかでも「反論を科学的に」という裁判長からの指摘があったこと
- ・低周波音については触れられなかったが、これは書面を出したばかりなのでまだ見ていないのでしょうか、とのこと

公害調停の場でもおなじみの森川弁護士の不誠実な姿勢がひととき目立った公判でした。

CS公判の前日の11月30日夕刊に「新横田基地騒音公害訴訟」の東京高裁判決の記事が大きく報道されていたことを覚えていらっしゃる方も多いと思います。今回の東京高裁の判決は、住民救済に一定の配慮を示したものだと言われている。

ます。しかし、「飛行差し止め」は認められず、騒音被害そのものはこれからも続くこととなります。

原告の前田勇太郎さん一家がCSの騒音や低周波音に悩まされることなく一日も早く「普通の生活」をおくることができるよう、これからも応援していきたいと思えます。

皆さんも是非傍聴に来てください。

アスベストと建設廃材 の破碎の危険性

北浦恵美

2005年後半の社会を大きく揺るがしたアスベスト問題。工場周辺住民の健康被害が大きくクローズアップされました。問題があることを知りながら使用し・作り続けた企業責任はもちろんですが、ここでも、国の対策の遅れが元凶と指摘されています。被害が出るのが何十年後、という恐ろしさと、予防原則の大切さを実感します。

アスベストは、建築物に多用されています。今後、それらが大量に廃棄物となり、その処理が問題となります。吹きつけアスベストはもちろんのこと、一般民家でもスレート屋根、外壁、石膏ボード、台所やお風呂の天井、床材などごく身近な場所に「含有アスベスト建材」が使用されています。

吹きつけアスベストについては、飛散性アスベストとして、その処分についての規制が定められていますが、この「含有アスベスト建材」が廃棄物になったときの処分についての規制は未だに定められていません。

環境省では、H17年3月30日付けで「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」と称する通知を各都道府県及

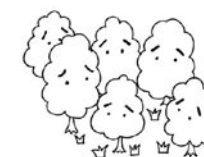
び保健所設置市に対して出し、その処理についての指針を定めました。

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbesto.pdf>

しかし、これは、あくまでも指針であり、行政指導の範囲にとどまります。また、その内容を見ると、非飛散性アスベストを区分して排出すること、他の廃棄物と分別して破碎等を実施する、とされ、極力行わないこと、としながらも、「破碎」の中間処理を行うことが認められています。法的な規制ではない点、破碎も認めている点など、全く不十分です。

多くの建設系廃棄物を受け入れて処理する破碎施設が立地する所沢では、アスベスト含有建材も大量に入ってくると考えられます。その施設の多くは屋外に立地しており、真っ白になるほどの粉塵を飛散させています。そこにアスベストが含まれる可能性を否定することはできません。

ところが、未だに実態調査把握さえ行われていません。早急な対策を求めている必要があります。



施設見回りと くぬぎ山キャンプ

湯澤安治

12月9日、10日、弁護団と住民で施設見回りとくぬぎ山キャンプを行いました。

1丸松産業 (JR新座駅近く)

【シックハウス】

住民との協定による白いテントハウスができていました。全く密封された四

角い東京ドームのようです。この業者は、混合ゴミを紙とプラスチックに手作業で分け、プラスチックだけ破砕するのが主な仕事のように。中に入ると廃プラゴミがいっぱい。「今日はちらかっていて、急に来ないでくださいよ。」と社長。

ゴミからかテントからか揮発性有害物質が漂い、一気に気持ち悪くなりました。シックハウスだ。このテント。

【10分で6時間】

社長は「みなさん、敏感すぎますよ。臭いはしませんよ」と言っていました。でも敏感な?4人ともみんな気持ち悪くなっていました。

社長は、白いテントハウスの外の隣接した事務所にいることが多いかもしれませんが、この中で8時間働く従業員の健康はとても心配です。私は、10分ほど中にただけで、その後の6時間は気持ち悪さが抜けませんでした。

従業員は、マスクをしていない人もいたし、マスクといっても普通のマスク。あのシンナーそのもののような、プラモデルを作る時のセメダインの臭いが、体全体を包み込んで、脳が溶けそうでした。

破砕機にはフィルターを付けていても、外へ出た時、すなわち白いテントハウスの中では、まだ添加物が発生し続けていることの証明でしょう。

白いテントハウスの中で、頭上を見上げると、巨大な換気扇が天を向いて回っていました。換気扇にはフィルターが付いていると言っていました。横には大きな隙間があり、まったく機能していない様子です。

【困うと大変なことになるゴミ】

社長は、「焼却は燃やせばどんどんゴミがなくなる。でも破砕は、全然ゴミがなくなる。」ってこぼしていました。

2 金龍土木 (JR 新座駅近く)

【民家近くで続ける焼却】
あいかわらず、燃やしていました。

3 岩本土木 (所沢インター近く、所沢市青果市場東隣接)

【新明火災前夜と似ている放置された異常な高さのゴミ山】

最近、巨大なゴミ山を残し、業者がいなくなった所。異臭。硫化水素臭・ゴミ臭・発酵臭。とひどかった。廃プラも多く、一気に気持ち悪くなりました。建設廃材の保管積み替えをやっていた業者なのですが、新明と似て廃プラが多くて、また、4月の下旬、暖かくなってから、蓄熱が進み発火する恐れもあります。ということで、キャンプの2日後の12/12に『蓄熱の恐れ、異臭の件』を県に報告し、対処を求めました。

県の出し惜しみ情報によれば、今年1月に改善命令、2月に廃業届け、以降業者はいなくなり、指導中?とのこと。

このゴミ山の構成物質・形成年代・その異常な量と高さ・そして臭いは、あの新明のゴミ山と大変似ていて、放置すると大変なことになりそうです。

4 大生商事 (三芳町の長島総業の隣)

【中身廃プラの古墳出現】

廃プラのゴミが見えなくなり、その代わりに、妙な台形の土山が。その上に植林されている。???これは何?まさか廃プラの上に土をかぶせたもの??これも12/12に県に行った時に聞きましたが、「応急処置」なんだそうです。

一体、応急処置って何?。応急処置でなぜ植林を?「地主の希望で行ったこと」との埼玉県。「撤去できることになったら、もちろん、土をどかして撤去する」とか無責任なことを言っていたけど、それって、不法投棄の黙認!?

5 常盤土木 (くぬぎ山)

【心配土地利用】

焼却炉跡地が、きれいに整地され、塀も撤去されていました。その後の土地利用が心配です。借地だったかもしれませんが、地主の意向は…

【くぬぎ山にこだまする移動破砕機】

この業者は、焼却炉跡地の東200mに別の巨大な土地を確保しています。数年前巨大な建築系廃材を放置し、そのゴミ山火災を起こした場所です。

12/10は日曜でしたが朝7時20分~くぬぎ山に騒音が響きました。行って見ると塀の中で巨大なパワーショベル(コンボ)が動いていました。

よく見るとコンクリートを含む建設系混合土砂を破砕・ふるって選別していました。人間でいえば、指を猫のように丸め、その中の空間をお椀のようにして、その器の中で歯車が回っている感じです。その歯車が回ること土砂を攪拌し破砕できるのです。しかし、その騒音はかなりのものがありました。

6 サトエコ (くぬぎ山)

【有価物?】

従業員は見当たらず、門は全開で、塩ビの水道管のゴミ山は相変わらずでした。これが有価物?

(この業者は昨年よりくぬぎ山で廃プラのゴミを積み上げ、破砕を行っています。埼玉県はこの業者の扱った「廃プラゴミ」を「有価物」として、この無許可破砕を認めています。これについて「有価物などではなく廃プラゴミであることは明白であり、無許可営業として厳正な法的対処を求める」要望書を提出しています)

7 くぬぎ山キャンプ (くぬぎ山)

【やっぱりキャンプはいいね】

月夜が穏やかで、みんなで囲んだ、というか、離れられなかった焚き火の美しさや暖かさ!が身に沁みた、とてもよいキャンプでした。残念ながら参加できなかった皆様も、是非、次回は御参加ください。本当に、よいですから。

【新しい発見と定期的な見回り】

「定期的なゴミ山見回り」というと大変な印象がありますが、毎回、新しい発見がたくさんあります。いいアイデアがうまれるキャンプ。本当に、ぜひ参加してくださいね。



本を出版しました!!

河登一郎

「産廃銀座に挑んだ住民たち」 公害調停と裁判の記録

1冊 ¥2000

本紙購読者の皆さまは既にご存知の通り、「埼玉西部・土と水と空気を守る会」は今般「産廃銀座に挑んだ住民たち:公害調停と裁判の記録」を刊行しました。出版社は、環境問題で立派な図書をたくさん出している「合同出版社」です。

執筆者は当会会員が分担して書いたほか、調停と裁判を主に担当して頂いた弁護士や専門家の方々にもお願いしました。囲み記事への投稿を含めると全部で約30名の方々の文章が掲載されています。執筆者の名前はそれぞれの文章(原則として各節)の後に記入してありますのでご参照下さい。

内容的には多岐にわたっています。要約する紙面がありませんので、目次だけ下記します。